

令和4年度第2回多摩市障がい者差別解消支援地域協議会 会議録

<p>にちじ 日時</p>	<p>れいわ5ねん3がつ20にち げつようび 令和5年3月20日（月曜日）</p>		<p>ばしょ 場所</p>	<p>たましやくしよ かいぎしつ 多摩市役所 301・302会議室</p>	
<p>しゅっせきしゃ 出席者 ※ 敬称 略</p>	<p>いいん 委員</p>	<p>なかはら せ お いちかわ やしま なかむら ふじよし おりかさ にしもり だいら おおいし 中原、瀬尾、市川、矢嶋、中村、藤吉、折笠、西森(代理)、大石、 せきはじめ かねべ すずき 関 哉、川辺、鈴木</p>			
<p>けつせきしゃ 欠席者 ※ 敬称 略</p>	<p>いいん 委員</p>	<p>さとう たなべ みはし 佐藤、田辺、三橋</p>			
<p>きろくしゃ 記録者</p>	<p>じむきょく 事務局</p>				
<p>こうちく 項目</p>	<p>かいかい 開会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 いいんしょうかい 委員紹介 2 たまししょう しよさべつかいしよしえんちいききょうぎかい 多摩市障がい者差別解消支援地域協議会について 3 かいちよう ふくかいちよう せんしゅつ 会長・副会長の選出 4 かいぎうんえい かんするじこう かくにん 会議運営に関する事項の確認について 5 しょう しよさべつ かんするそうだん 障がい者差別に関する相談について 6 じょうれい みなおしけんどう 条例の見直し検討について 7 これまでのとりにみじょうきょう こんご とりにみよてい 取組状況・今後の取組予定について 8 そのた その他 <p>へいかい 閉会</p>				
<p>しよさい 詳細</p>					
<p>いいんしょうかい 1 委員紹介</p>	<p>【事務局】 ～開会のあいさつ（健康福祉部長）～ このたびは、本協議会の委員の就任を引き受けてくださり、ありがとうございます。令和2年7月に「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」を施行した後、委員の皆様からご意見を伺いながら、様々な取組を進めてきた。今後とも、本協議会でのご意見等を踏まえ、更なる取組を進めていきたいと考えており、ぜひご協力をお願いしたい。</p> <p>【事務局】 資料1 委員名簿について説明 ～各委員から自己紹介（略）～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（会議での障害特性に応じた配慮について） 会議では、ゆっくり話をしてください。難しい言葉はなるべく簡単にわかりやすく話してください。最後にわかりましたかと聞いてください。 				

<p>2 多摩市障がい者差別解消支援地域協議会について</p>	<p>【事務局】 資料2 多摩市障がい者差別解消支援地域協議会について説明 ⇒ 委員から意見等なし</p>
<p>3 会長・副会長の選出</p>	<p>【事務局】 会長（1名）・副会長（2名）について、自薦・他薦の方はいらっしゃいますか。 ⇒ 自薦・他薦なし それでは、事務局から、会長は矢嶋委員、副会長は川辺委員・藤吉委員をご提案しますが、いかがですか。 ⇒ 全出席委員から承認をいただき、決定。</p>
<p>4 会議運営に関する事項の確認について</p>	<p>【事務局】 資料3 会議運営に関する事項（案）について説明 ⇒ 委員から意見等なし</p>
<p>5 障がい者差別に関する相談について</p>	<p>【事務局】 資料4 障がい者差別に関する相談について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談1 市立図書館における機械の貸出について <ul style="list-style-type: none"> 目の見えない人は、この貸出の件は知っているのか。 現時点では、市立図書館から、具体的にいつから、何台貸出できるかは聞いていない。ただ、令和5年7月に図書館本館の開館に伴い、永山図書館から図書館本館に貸出機能がうつるといふことで、その時期が近づいたころにアナウンスがあると思う。 相談2 市内店舗における従業員の対応について <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 特に意見等なし その他の相談について <ul style="list-style-type: none"> 以前、権利擁護専門部会で、不動産に関する差別相談について情報共有があったと思う。また、私たちの方からはコミュニティセンターの駐車場の件について相談したが、その後の進捗について知りたい。 <p>【事務局】 2件とも調整中の段階である。今後対応が決まり次第、委員の皆様には共有させていただきます。不動産の件については、障害を理由に不動産の入居審査を断られたという内容で、現在、不動産会社と調整を進めている。コミュニティセンターの駐車場の件につ</p>

いては、コミュニティセンターの前に、複数台の福祉車両が止められないかという内容で、道路交通課等と調整を進めている。

• 例えば、障害を理由に不動産の入居審査を断られて納得がいかない場合、どのようなスピード感で対応が進んでいくのか。

【事務局】

条例第9条に基づく助言・あっせんの申立の手続きに進んでいくことになる。具体的には、事実の調査、関係者へのヒアリング等を行った上で、本協議会で協議を行うため、一定の時間は要すると思う。

• コミュニティセンターの駐車場の件について、警察が交付する「駐車禁止等除外標章」を使えば、コミュニティセンター前の市道に駐車することができるかもしれない。そうした対応も検討いただきたい。

また、相談内容について、途中経過であっても、障害福祉課からもっと情報共有してもらえると、委員同士で知恵を出しあうことができると思う。

• 私も、調整中の相談のケースについてもぜひ教えてほしいと思う。不動産の件で、もし断られた場合にこうした方法があるということの本協議会で共有できると良い。

【事務局】

資料5 条例の見直しの検討についての説明

• 市内では差別がたくさん起こっていると思うが、何か起きたときににしか私にはその情報が上がってこない。差別解消・障害理解について、行政は市民に対してもっと周知・情報提供していただきたい。例えば、社会全体で考えたときに、今、駅では無人化が進んでいて、スタッフの数が少なくなっている。そのことで配慮に欠ける状況は差別とは言えないんだと思うことがある。とにかくきちんと市から情報発信していただきたい。意見というより、市へのお願いである。

6 条例の見直し検討について

【事務局】

貴重なご意見として受け止めさせていただきます。

• 市職員への研修について、どれ位の頻度で行っているのか。また、新入職員への対応についても知りたい。それと助言・あっせん部会について、どのような形で実施するのかを知りたい。また、事例集の作成について、国の基本指針のように、合理的配慮に該当しない事例を示すのはすごく難しいと思った。法律で作成が義務づけられていないのであれば、必ずしも作らなくても良いのではないかと。

【事務局】

市職員研修については、条例ができた後に全職員を対象にオンライン説明会を実施したほか、人事課主催で管理職、係長級職員など職層別に「障害理解促進研修」を実施している。新入職員に対しては、障害福祉課として、入庁2年目職員対象に、権利擁護専門部会に所属している障がい当事者の皆様に講師としてお招きし、基本的な障害理解を深めるための研修を実施している。

助言・あっせん部会については、現時点では資料でお示した内容を想定しているが、今後、委員の意見を踏まえ、具体的な内容を詰めていきたい。

事例集については、法律で作成が義務付けられているものではない。このため、合理的配慮に該当しない事例は掲載しないのは判断としてあり得ると考えている。

- 全体として、事務局案のとおり、条例の見直しは不要でよいと考える。

ただ、合理的配慮に該当しない事例の掲載については、国が基本指針を作成する際に批判的な意見が多かったと聞いており、慎重に判断すべきと考える。

また、情報の収集・整理・提供について、現行の条例では、「第7条第3項で合理的配慮の必要な取組について調査・研究を行う」との規定で、合理的配慮の提供について情報収集等について規定されているが、差別全体についての情報収集については明記されていない。このことについて、広い意味で既存の条例で対応するという考え方もあるが、考え方の整理は必要だと思う。

助言・あっせん部会について、緊急的な事案への対応を図るために設置してはどうかと考える。ただ、事務局案の「市による事実確認、調査結果等を基に、回答を行う」については、「助言・あっせん部会」が必要な情報を得られるよう、部会による事実確認、調査等も行えるように規定するのが良いと思う。

また、部会での協議結果を、本協議会に報告する流れとなっているが、相談内容によっては地域性が強く、協議会に報告することが必ずしも適当でない場合があると思う。事案の解決を円滑かつ迅速に行うためにも、部会から協議会への報告は「相談・報告ができる」といった規定にするのは良いのではないかと。

事例集について、やはり色々な人の声を集めるのは必要だと思うので、このやり方で良いと思う。助言・あっせん部会のメンバーには、障がい当事者をぜひ入れていただきたい。

- 個人的には、事務局案のとおり、条例の見直しは不要と考える。

また、事例集について作成することは事業者等へ周知する上で重要と考えるが、合理的配慮に該当しない事例を掲載するのは検討する必要があると思う。

助言・あっせん部会について、部会で検討した結果を、本協議会に報告する形だと、結局は本協議会で協議していることと同じになってしまう。相談があってから、事案の解決まで時間がかからないように、本協議会への報告は簡略化しても良いのではないかと。

今後のスケジュールはどのような形で進めるのか。また、本日までに条例の見直しが必要かどうか結論を出す必要があるのか。

【事務局】

今後のスケジュールについて、条例の見直しが必要かどうかについては、次回の協議会（7月頃予定）までに結論を出したいと考えている。それまでの間、権利擁護専門部会等で、具体的な検討を進めさせていただきたい。

・事例集について、途中経過の事例や個人情報の問題もあると思うが、どのような形で掲載することを想定しているか。また、どのような形態（紙、電子など）で作成することを想定しているか。

【事務局】

この事例集については、基本的には解決に至った相談事例の中で、特に事業者の参考になるものを載せていきたいと考えている。媒体については、冊子形式及び電子データで作成することを想定している。

・助言・あっせん部会については、条例に記載すべきものか。それとも条例に記載しなくても対応できるものなのか。

【事務局】

助言・あっせん部会については、他の自治体を見ると、必ずしも条例には明記していない。例えば、その条例の下の条例施行規則などに記載することで設置可能と考えている。

【事務局】

資料6 これまでの取組状況・今後の取組予定についての説明

・子ども向けハンドブックについて、先日の権利擁護部会からの変更点について教えてほしい。

【事務局】

若干の変更をしている。例えば、最終ページに、相談先として、多摩市役所障害福祉課と記載していたが、「相談先」という記載だと何か困ったことがないと相談できないという意味にも捉えられるため、「問合せ先」に変更し、こちらの絵に「何か困ったことや気になることがあったら何でも相談してください」という吹き出しを追加している。

・先日の権利擁護部会でも話したが、精神障害の場合、どうしてもページ数が限られてしまう。障害理解も大事だが、自信が元気であるために散歩をしてストレス解消するなど、自身のメンタルヘルス、精神保健の分野も学べる場があるといいと思う。このことに役立つイラスト入りの子ども向けのツール（元気回復行動プラン）がある。後日、委員の皆様と共有させていただく。

7 これまで

【会長】

<p>とりぐみの取組 状況・今後の取組予定について</p> <p>8 その他</p>	<p>事務局から差別の相談に関して1件連絡がある。</p> <p>【事務局】 このたび、条例第9条に基づく障がい者差別に係る申立書が提出された。こちらは、条例第13条第2項第2号に掲げる事項（助言又はあっせんに関する事項）に該当するため、非公開としたいと考えている。</p> <p>【会長】 それでは、これより非公開にて協議を行う。</p> <p>【会長】 この他に委員の皆さんから意見等はあるか。</p> <p>【事務局】 次回の協議会（定例会）は7月を予定している。また日程調整の連絡をさせていただく。</p> <p>【会長】 それでは、これで本日の多摩市障がい者差別解消支援地域協議会を終了する。</p>
--	---